

## 8 利用できる貸付制度はありますか？

障害者又はその同居家族の方を対象に、自動車・福祉用具などの購入のための資金の貸付制度があります。

事業	内 容	対象者
生活福祉資金	障害者又はその同居家族の方に、次の貸付を行います。 ①生業を営むために必要な経費 ②技能取得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑦介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑧住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑨就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑩その他日常生活上一時的に必要な経費 ○民生委員を通じ、市区町村社会福祉協議会へ申請してください。	○障害者のいる世帯
	<問い合わせ先> 市区町村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、民生委員	
	<問い合わせ先> 市区町村社会福祉協議会	

## 9 判断能力が十分でない家族を保護する制度を知りたいのですが。

認知症、知的障害や精神障害等のため、判断能力が十分でない方を保護するための「成年後見制度」や福祉サービスの利用援助などを行う「日常生活自立支援事業」があります。

事業	内 容	対象者
成年後見制度	○認知症、知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方々を保護するために、財産管理、介護や施設入退所などの契約・遺産分割の支援を要する場合、悪徳商法等の被害に遭うおそれなどの場合に家庭裁判所で決められた後見人等が本人を保護・援助する法定後見制度があります。後見人等は、障害者本人や親族等の申立てによって家庭裁判所が選びます。 ○今後自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見人に頼みたい方との間で契約を結ぶ任意後見制度もあります。	○知的障害者 ○精神障害者 など
	<問い合わせ先> ○法定後見制度・・・名古屋家庭裁判所（本庁又は支部） ○任意後見制度・・・各公証人役場 ○成年後見制度に関すること・・・各成年後見センター	
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的な金銭管理を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援します。 ○実際にサービスを受ける場合には、利用料が必要です。	○知的障害者 ○精神障害者 など
	<問い合わせ先> 市町村社会福祉協議会	